

## 第1章

避難拠点の運営を理解するための  
Q & A

## 避難拠点の開設

Q

避難拠点は誰が開設する  
のか

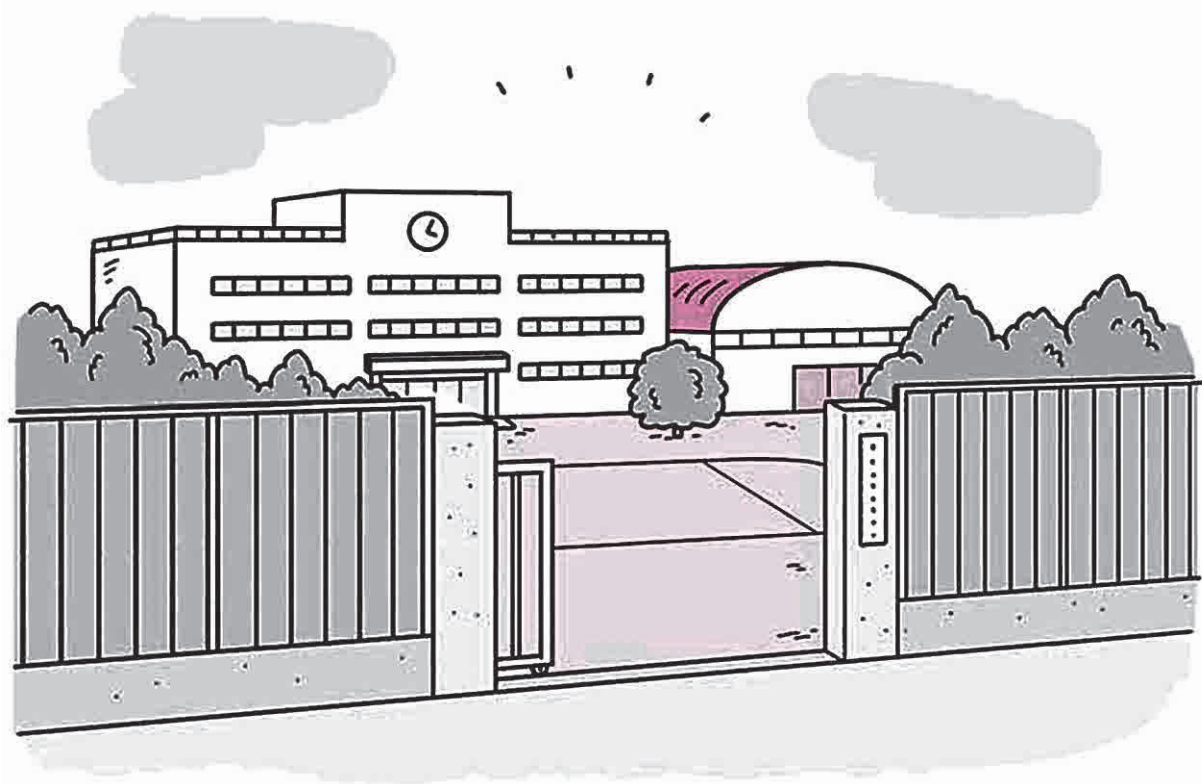
A

避難拠点要員の班長が  
開設を決定します。

要点

避難拠点の開設は、原則として、  
避難拠点要員(以下、「区要員」)  
の班長により決定されます。

練馬区において震度5弱以上の地震が  
発生したときは、区要員は命令等がなく  
ても自ら避難拠点到参集します。まず学  
校の破損などの被災状況を調べ、倒壊や  
近隣の火災の延焼等の恐れがなく、避難  
者を収容できると判断したとき、避難拠  
点を開設します。





## ポイントと解説

### <解説>

区要員はその学校の近隣に居住または近隣施設に勤務する職員を任命しています。区内で震度5弱以上の地震が発生したときは、指示を待たず、避難拠点に参集することとなっています。

ただし、災害が起きた時間等によっては、参集に時間を要することもあります。

平日の日中に地震が発生したときは、教職員はまず児童・生徒を保護します。避難者がいる場合には、区要員が到着するまでの間、学校要員が校庭に避難者を集合させる等の対応をします。

区要員の到着に相当の時間がかかる場合には、校舎内への避難者の収容や備蓄物資・資器材の利用等について、学校長等の判断で対応する必要があります。

区要員や学校要員の到着が大幅に遅れたり、困難となる場合がないとは言えません。

そのような場合には、避難拠点運営連絡会の会長等の判断により、避難拠点開設の準備（避難者を校舎内に収容する等）を進めていただくようお願いします。

日頃の会議等の機会を通じて、区要員、学校要員、連絡会の三者で開設手順を始めとするマニュアルの確認を行い、どのような場面でも落ち着いて避難拠点が開設ができるよう取り組んでおきましょう。

### ◆避難拠点の参集要件について

p.10に記載の「練馬区において震度5弱以上の地震」とは、気象庁が発表する震度です。

Q

避難拠点の“司令塔”を  
どうするのか

A

避難拠点の中に「対策会  
議」を設置します。

要点

避難拠点では、速やかに災害対策のための会議を設置します。周辺の被害状況や避難者情報を集めて、情報拠点校（情報の取りまとめのために指定している21拠点）に連絡するとともに、避難拠点運営連絡会（以下「連絡会」）の各部に指示するなど、応急活動を指揮する役割を担います。

なお、混乱した状況のなかでは、指示が正しく伝わらなかったり、同じことを何度も言わなければならないなど、精神的な負担が多くなります。

そこで、対策会議では、全体の意見がまとまるよう、定期的集まり、話し合いをすることが大切です。

#### <解説>

避難拠点の運営は、区要員・学校要員・連絡会が行います。また、施設管理者としての学校長も、運営に関与します。さらに、災害の状況に応じて他の区民防災組織（防災会・市民消火隊）や消防団、民生・児童委員または練馬区との協定団体やボランティアなどが関ることもあります。このため、関係者間の意思疎通を図り、活動を円滑かつ効率的に進めるための調整が必要となります。そこで、必要に応じて避難拠点の“司令塔”となる会議体を設置します。名称は、区が設置する「練馬区防災会議」や「練馬区災害対策本部」との混同を避けるため、「○○○学校避難拠点对策会議」などが望ましいです。

話し合いは、全体の合意の下で課題を解決するために行うものです。発災当初においては、少なくとも朝夕に開催するなど1日に複数回の開催が必要になる場合があります。状況により、少数の代表者により決定を行った場合には、事後にその内容を関係者へ報告します。また、緊急時に班長などが判断し実施した措置については、周囲がその判断を尊重し、理解を示すことが必要です。

状況が落ち着くにつれて、会議の開催頻度は、1日1回から数日に1回、または必要に応じた開催へと変更していきます。



Q

「対策会議」の場所、  
参加メンバーは誰か

A

会議は、区要員・学校要員・連絡会の三者に、施設管理者である学校長を加えて行います。必要に応じて、関連組織の代表者を加えます。

要点

「対策会議」の開催場所は、あらかじめ決めておきましょう。校内の重要部分（校長室・職員室・事務室・放送室などが集中している場所）に近接する会議室等が望ましいです。

&lt;解説&gt;

災害発生から一定の時間が経過すると、各種のボランティアや協力団体等が避難拠点の支援のために集まることが想定されます。必要に応じて、それらの団体の代表者などにも、対策会議に参加してもらいます。

## 対策会議



Q

学校および備蓄庫の開錠は  
はどうするのか

A

学校の鍵は、避難拠点の  
班長・副班長が持ってい  
ます。備蓄庫の開錠は、  
班長の指示により行いま  
す。

要点

備蓄庫の開錠は、原則として班  
長の指示により行います。備蓄  
庫の鍵の保管場所は、区要員および学校  
要員に加え、連絡会の役員等が知ってお  
くことが望ましいものです。

### <解説>

学校の開錠は、校内に職員等がいる時間帯は問題ありません。しかし、全くの無人となる時間帯については、原則として班長・副班長の到着を待って開錠します。学校門の電気錠の暗証番号や校舎の機械警備の解除方法など、あらかじめ区要員等が把握しておく必要があります。

